

令和7年(2025年)10月10日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域包括ケア推進課

(第85号議案)

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例について

高齢者会館を区民の健康度と幸福度を高めるスマートウェルネスシティ中野構想を推進する施設として機能させ、より幅広い年齢層及び団体利用を促進するため、中野区立高齢者会館条例に定められている名称及び集会室の使用に係る単位時間、使用料の額等について次のとおり改正する。

1. 資料

条例新旧対照表 別紙のとおり

2. 改正内容

(1) 施設名称の改正

高齢者会館を、スマートウェルネスシティ（SWC）の理念である「ウェルネス（＝健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできること）」を冠した「健幸プラザ」とし、条例の題名及び各会館名を「健幸プラザ+現在の館名」を基本とした名称に改正する。

※改正後の各施設の名称については別紙資料参照

(2) 集会室の使用に係る単位時間、使用料の額等の改正

午後の集会室を効率的に活用できるよう、午後及び夜間貸出の単位時間を以下の通り改正する。

併せて各会館の利用実態に基づき一部集会室の合併を行い、使用料の額についても再計算を行い改正する。

現 行 午後1時～午後5時、午後6時～午後10時

改正案 午後0時30分～午後3時30分、午後4時～午後6時、

午後6時30分～午後10時

※改正後の各会館の使用料については別紙資料参照

3. 実施時期

令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

中野区立高齢者会館条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>中野区立健幸プラザ条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう支援することにより、その福祉の向上を図ることを目的として、<u>中野区立健幸プラザ</u>（以下「<u>健幸プラザ</u>」という。）を別表第1のとおり設置する。</p> <p>2 健幸プラザ内に高齢者相互の親睦、高齢者と地域住民との交流等を図るための集会室等（以下単に「集会室」という。）を置くことができる。</p> <p>第1条の2 （略） (個人使用)</p> <p>第2条 <u>健幸プラザ</u>を個人で使用できる者は、中野区内に居住する高齢者とする。</p> <p>第3条 （略） (使用の承認)</p> <p>第4条 <u>健幸プラザ</u>を個人で使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、規則で定める利用証の交付を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区長は、前項の承認に際し必要な条件を付すことができる。 (使用の不承認)</p> <p>第5条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、利用証の交付又は使用の承認をしない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 公の秩序を<u>乱し</u>、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>健幸プラザ</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(4) （略） (使用の制限等)</p> <p>第6条 区長は、<u>健幸プラザ</u>の使用について、次の</p>	<p><u>中野区立高齢者会館条例</u> (目的及び設置)</p> <p>第1条 高齢者の地域における交流及び自主的な活動の促進を図るほか、高齢者が健康で充実した生活を送れるよう支援することにより、その福祉の向上を図ることを目的として、<u>中野区立高齢者会館</u>（以下「<u>会館</u>」という。）を別表第1のとおり設置する。</p> <p>2 <u>会館</u>内に高齢者相互の親睦、高齢者と地域住民の交流等を図るための集会室等（以下単に「集会室」という。）を置くことができる。</p> <p>第1条の2 （略） (個人使用)</p> <p>第2条 <u>会館</u>を個人で使用できる者は、中野区内に居住する高齢者とする。</p> <p>第3条 （略） (使用の承認)</p> <p>第4条 <u>会館</u>を個人で使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、規則で定める利用証の交付を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 区長は、前項の承認に際し必要な条件を付すことができる。 (使用の不承認)</p> <p>第5条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、次の各号の<u>一に該当するときは</u>、利用証の交付又は使用の承認をしない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 公の秩序を<u>みだし</u>、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) <u>会館</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(4) （略） (使用の制限等)</p> <p>第6条 区長は、<u>会館</u>の使用について、次の各号の</p>

各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、使用を停止し、又は利用証の交付若しくは使用の承認を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 災害その他の事故により健幸プラザを使用できなくなつたとき。

(4) (略)

第7条～第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
中野区立健幸プラザ南部	(略)
中野区立健幸プラザしん やまの家	(略)
中野区立健幸プラザ本一	(略)
中野区立健幸プラザ東部	(略)
中野区立健幸プラザ昭和	(略)
中野区立健幸プラザ東中 野いこいの家	(略)
中野区立健幸プラザ上高 田二丁目公園	(略)
中野区立健幸プラザみど り館上高田	(略)
中野区立健幸プラザ沼袋	(略)
中野区立健幸プラザ野方	(略)
中野区立健幸プラザ東山	(略)
中野区立健幸プラザ鷺六	(略)
中野区立健幸プラザ白鷺	(略)
中野区立健幸プラザ若宮 いこいの家	(略)
中野区立健幸プラザ若宮	(略)
中野区立健幸プラザ鷺宮	(略)

別表第2 (第7条関係)

健幸プラ ザ名	集会室名	使用料			
		単位時間			
午前 9 時から	午後 0 時	午後 4 時から	午後 6 時		
時 3 0	時 3 0	時 3 0	時 3 0		
正午ま で	分から	午後 6 分から	午後 6 分から		
	午後 3 時まで	午後 1 0 時ま で			
中野区立	集会室 1	300円	300円	200円	400円
健幸プラ ザ南部	集会室 2	400円	400円	300円	500円
中野区立	集会室 1	200円	200円	100円	400円
健幸プラ ザしんや まの家	集会室 2	300円	300円	200円	300円
	集会室 3	700円	700円	600円	1,100円
中野区立	集会室 1	600円	600円	400円	800円

一に該当するときは、その使用条件を変更し、使用を停止し、又は利用証の交付若しくは使用の承認を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 災害その他の事故により会館を使用できなくなつたとき。

(4) (略)

第7条～第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第1条関係)

名称	位置
中野区立南部高齢者会館	(略)
中野区立しんやまの家	(略)
中野区立本一高齢者会館	(略)
中野区立宮園高齢者会館	(略)
中野区立昭和高齢者会館	(略)
中野区立東中野いこいの 家	(略)
中野区立上高田高齢者会 館	(略)
中野区立上高田東高齢者 会館	(略)
中野区立沼袋高齢者会館	(略)
中野区立野方高齢者会館	(略)
中野区立東山高齢者会館	(略)
中野区立鷺六高齢者会館	(略)
中野区立白鷺高齢者会館	(略)
中野区立若宮いこいの家	(略)
中野区立若宮高齢者会館	(略)
中野区立鷺宮高齢者会館	(略)

別表第2 (第7条関係)

会館名	施設名	単位時間		
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時
中野区立南 部高齢者会 館	集会室 1	400円	400円	400円
	集会室 2	400円	600円	600円
中野区立し んやまの家	集会室 1	600円	700円	700円
	集会室 2	700円	1,200円	1,200円
	調理室	200円	200円	200円
中野区立本 部高齢者会 館	集会室 1	400円	400円	400円

健幸 プラ	集会室 2	400円	400円	300円	500円
ザ本一	集会室 3	400円	400円	300円	500円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	500円	500円	400円	600円
ザ東部	集会室 3	400円	400円	300円	500円
	集会室 4	400円	400円	300円	500円
	集会室 5	400円	400円	300円	500円
中野 区立	集会室 1	200円	200円	200円	400円
健幸 プラ	集会室 2	200円	200円	200円	400円
ザ昭和	集会室 3	200円	200円	200円	400円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	700円	700円	600円	1,100円
ザ東 中野 いこいの 家	調理室	500円	500円	300円	500円
	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	300円	300円	200円	400円
二丁目公 園	集会室 3	300円	300円	200円	400円
	調理室	200円	100円	100円	200円
中野 区立	集会室 1	300円	300円	200円	400円
健幸 プラ	集会室 2	300円	300円	200円	400円
館上高田	集会室 3	400円	400円	300円	500円
	集会室 4	200円	200円	200円	400円
	調理室	200円	100円	100円	200円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	400円	400円	300円	500円
ザ沼袋	集会室 3	1,000円	1,000円	800円	1,400円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	500円	500円	300円	500円
ザ野方					
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	300円	300円	200円	400円
ザ東山	集会室 3	500円	500円	400円	600円
	調理室	100円	100円	100円	300円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	400円	400円	300円	500円
ザ鷺六					
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	500円	500円	400円	600円
ザ白鷺	集会室 3	200円	200円	200円	400円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ					
ザ若宮い こいの家	集会室 2	500円	500円	400円	600円
中野 区立	集会室 1	400円	400円	300円	500円
健幸 プラ	集会室 2	700円	700円	500円	900円
ザ若宮					
中野 区立	集会室 1	600円	600円	400円	800円
健幸 プラ	集会室 2	400円	400円	300円	500円
ザ鷺宮					

一高齢者会 館	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	400円	600円	600円	600円
	集会室 4	400円	600円	600円	600円
中野区立宮 園高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	600円	700円	700円	700円
	集会室 3	400円	600円	600円	600円
	集会室 4	400円	600円	600円	600円
	集会室 5	400円	600円	600円	600円
中野区立昭 和高齢者会 館	集会室 1	200円	400円	400円	400円
	集会室 2	200円	400円	400円	400円
	集会室 3	200円	400円	400円	400円
中野区立東 中野いこい の家	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	700円	1,200円	1,200円	1,200円
	調理室	600円	600円	600円	600円
中野区立上 高田高齢者 会館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	400円	400円	400円	400円
中野区立上 高田東高齢 者会館	集会室 1	400円	400円	400円	400円
	集会室 2	400円	600円	600円	600円
	集会室 3	200円	400円	400円	400円
	集会室 4	200円	400円	400円	400円
	調理室	200円	200円	200円	200円
中野区立沼 袋高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	400円	600円	600円	600円
	集会室 3	400円	600円	600円	600円
	集会室 4	400円	600円	600円	600円
	集会室 5	200円	400円	400円	400円
中野区立野 方高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	200円	200円	200円	200円
中野区立東 山高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	600円	700円	700円	700円
中野区立鷺 六高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	200円	400円	400円	400円
	集会室 3	200円	400円	400円	400円
中野区立白 鷺高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	600円	700円	700円	700円
	集会室 3	200円	400円	400円	400円
中野区立若 宮いこいの 家	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	600円	700円	700円	700円
中野区立若 宮高齢者会 館	集会室 1	400円	600円	600円	600円
	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	600円	600円	600円	600円
中野区立鷺 宮高齢者会 館	集会室 1	400円	400円	400円	400円
	集会室 2	400円	400円	400円	400円
	集会室 3	600円	600円	600円	600円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の中野区立健幸プラザ条例（以下「新条例」という。）別表第2に掲げる集会室の施行日以後の使用に係る新条例第4条の規定による使用の承認、新条例第5条の規定による使用の不承認、新条例第6条の規定による使用の制限等、新条例第7条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に新条例別表第2に掲げる集会室について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料については、同表の規定を適用した額とする。